

(1) 一般廃棄物の処理について

① 「有害ごみ」の新設

◆小型破碎ごみの排出、搬入、処分の過程における火災が頻発



◆収集、処分に関わる企業及び機関から市に対し改善方法の相談



◆発火原因：リチウムイオン電池を含む製品等による自然発火
収集車両、処分場におけるスプレー缶等の爆発による発火



- ・搬入先 ごみステーション
- ・搬入車 ごみ収集車（パッカー車）
- ・処分場 東部環境クリーンセンター



○市民、収集員、作業員の**安全確保**
 ○**発火の恐れがある品目**を「有害ごみ」
 の新設を東部地区1市4町が検討



◆「有害ごみ」のステーション収集を令和6年4月1日に東部地区で同時に開始

【参考】令和3年に発生した収集車両の火災（2件）



令和3年3月9日（鳥取市桂見）



令和3年7月12日（鳥取市川端）

② 「食品トレイ」の分別取りやめ

◆食品トレイの分別を取りやめ、令和5年4月1日から「プラスチックごみ」に含めて収集を開始
（4町は本件施行日を「有害ごみ」と同じく令和6年4月1日に実施）

◇分別収集に係る経費が増加しない方法の検討、現状把握

◇現在の一般廃棄物、産業廃棄物の処理を把握し、適正処理に向けた対応を検討

③在宅医療廃棄物の処理

◆在宅医療廃棄物の種類

分類	種類	具体例
鋭利ではないもの	ビニールバッグ類	栄養剤バッグ、CAPDバッグ等
	チューブ・カテーテル類	吸引チューブ、輸液ライン等
	注射筒（針以外の部分）	インスリン注入器、栄養剤注射器等
	脱脂綿・ガーゼ	
鋭利ではあるが安全な仕組みのもの	ペン型自己注射針	針ケースを装着した場合（写真参照）



- ・上記は全て個人が自宅で行うため**一般廃棄物**（在宅医療廃棄物）
- ・医師が往診等で処置する注射針等は**産業廃棄物**（医療系廃棄物）

◆鳥取県内における在宅医療廃棄物の廃棄方法

東部：医療機関等に持ち込み

中部：非鋭利なものは可燃ごみ（一部プラスチック）、ペン型自己注射針は医療機関等に持ち込み

西部：非鋭利なものは可燃ごみ、ペン型自己注射針は医療機関等に持ち込み

※非鋭利なものは市町村の処理を求められている

◆東部地区の現状と今後の廃棄方法

①一般廃棄物を産業廃棄物と合わせて、**在宅医療廃棄物全ての処理を医療機関等が実施**

⇒ 本来は「一般廃棄物」の適正処理が望ましい

焼却場の問題により、現状の廃棄方法を継続中

②インスリン注射針及び注射針等を「小型破碎ごみ」に排出

⇒ 小型破碎ごみは、東部環境クリーンセンターで手選別による作業を実施

長年の課題は注射針による貫通事故の懸念（収集員・作業員）

ごみステーションで発見時は収集員が取り残し、市職員が安全確保のため回収

◆医療の進歩

①針の小型化に成功 医療用注射針：1.6G～2.7G（太さ：1.6～0.4mm）

インスリン注射針：3.1G～3.4G（太さ：0.3～0.18mm 長さ：3～8mm）

②焼却可能な規格 上記①のとおり、針の規格が近年は「細く」「短い」

⇒ 可燃ごみとして焼却することが可能なレベル（自治体判断）